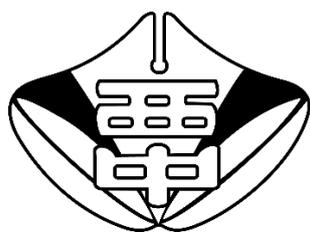


# 柳井西中学校いじめ防止基本方針



令和7年4月  
柳井市立柳井西中学校

# 目次

## はじめに

- 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・ 1～3
  - (1) いじめの定義
  - (2) 求められる責務
    - ① 学校及び教職員の責務（法第8条より）
    - ② 保護者の責務等（法第9条より）
  - (3) いじめ防止に関する基本理念
  - (4) 学校教育目標
  - (5) めざす子ども像
  
- 2 柳井西中学校の取組
  - (1) 校内体制の確立
    - ① 「いじめ対策委員会」の設置（法第22条より）・・・・・・・・ 3～11
    - ② 「いじめ問題対策協議会」の設置
    - ③ 指導体制の強化
    - ④ 教育委員会への報告・相談
    - ⑤ 学校評価への位置づけ
  - (2) 家庭、地域、関係機関等との連携
  - (3) 未然防止の取組
    - ①心の教育の充実
    - ②生徒指導の充実・強化
    - ③教育相談の充実
    - ④いじめを許さない学校・学級づくり
    - ⑤生徒の主体的な活動の充実
    - ⑥生徒間の人間関係づくりの推進
    - ⑦授業改善の推進
    - ⑧日常的な実態把握とかかわり
    - ⑨規範意識の醸成
    - ⑩保護者や地域住民との信頼関係の構築
    - ⑪小中高連携の充実
    - ⑫自殺予防教育
  
  - (4) 早期発見の取組
    - ①日常的な行動のきめ細かな観察
    - ②「日々のあゆみ」等からの情報収集
    - ③生徒指導部会による情報交換
    - ④生活アンケートの実施
    - ⑤教育相談の充実
    - ⑥相談機関の周知
    - いじめのレベル

(5) 解決に向けた取組

①初期対応

- ア いじめ発覚直後
- イ 対応チームの結成
- ウ 関係生徒への聞き取り
- エ いじめ対策委員会の招集
- オ 対応上の留意点
  - a 被害生徒とその保護者への対応
  - b 加害生徒とその保護者への対応
  - c 他の生徒及び保護者への対応
  - d 関係機関等への支援要請（必要に応じて）
  - e 別室指導や出席停止等の設置の検討

②中期・長期対応

- ア 当該生徒の見守りと継続的な指導
- イ 対応上の課題分析と指導体制の強化
- ウ 西中基本方針の見直し・改善
- エ 進級・進学に伴う引き継ぎ
- オ 学校運営協議会への報告と支援要請
- カ 関係機関と連携した対応

(6) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

①未然防止

- ア 情報モラル教育の充実
- イ 家庭・地域への啓発活動

②初期対応

③被害拡大の防止

④関係機関との連携

(7) いじめの解消について

3 重大事態への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11～12

- (1) 重大事態の判断
- (2) いじめ対策学校アシストチームとの協力
- (3) 調査への全面的な協力
- (4) 学校による調査の実施
- (5) 学校から市教委への調査結果の報告
- (6) 情報の適切な提供
- (7) 市教委から市長への調査結果の報告

4 その他の重要事項

おわりに

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるべき行為ではない。

また、教職員はいじめに対して、毅然とした態度で指導していく必要があり、被害生徒や加害生徒をはじめ、周りではやしたてる観衆や見て見ぬふりをする傍観者に対しても心に寄り添いながら指導していくことが大切である。

さらに、いじめを防止するためには、学校・家庭・地域がいじめに関する課題意識を共有するとともに、それぞれが役割を認識して対応することが必要であり、子ども自らも安心して暮らせる豊かな社会や集団を築き、いじめを許さない風土づくりを進めなければならない。

そこで、柳井西中学校では、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第12条の規定により、国、県、市の各基本方針を参考にして、本校の実態や実情を踏まえ、いじめ防止等の取組についての基本的な事項や取組等について定めた「柳井西中学校いじめ防止基本方針」（以下、西中基本方針という。）を策定する。

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行うこととする。

この際、いじめには多様な形態があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」とある要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが大切である。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- ◆冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◆仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◆軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◆ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◆金品をたかられる
- ◆金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◆嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◆パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## (2) 求められる責務

### ① 学校及び教職員の責務（法第8条より）

保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には、適切かつ迅速に対処する責務がある。

### ② 保護者の責務等（法第9条より）

子どもがいじめを行うことのないよう指導するとともに、学校や教育委員会が講ずるいじめの防止等のための措置に協力する。また、子どもがいじめを受けた場合には、適切に保護する責務がある。

## (3) いじめ防止に関する基本理念

『いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる』という認識を持つことが重要である。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがあるため、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応することが重要である。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在に注意を払い、集団全体にいじめを容認しない雰囲気形成されるようにすることが大切である。

いじめの問題については、「いじめは人間として、絶対に許されない」との意識を児童生徒、教職員、保護者、地域で共有し、子どもたちを「加害者にも、被害者にも、観衆にも、傍観者にもしない」ために、社会全体で子どもたちを見守る体制づくりが必要である。中でも学校は、誰もが安心・安全を共有でき、共に成長し合える教育環境でなければならないのである。

また、「いじめ」の中には、児童生徒の生命や心身に重大な影響を及ぼすものもあるため、学校は、「いじめ」を確認（認知）した場合は、全校体制で迅速・的確・丁寧な対応を行うとともに、事案によっては犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取り合い、いじめが確実に解決するまで、粘り強く取り組むことが重要である。

前述したように、いじめは「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」ものであるとの危機意識を常にもち、学校、家庭、地域、関係機関が一体となつて、『未然防止』『早期発見』『早期対応』に取り組まなければならない。

#### (4) 学校教育目標

しなやかな心と確かな学力を身に付け、志をもった生徒の育成

#### (5) めざす生徒像

##### 【余新のめざす子ども像】

学びが好き 人が好き ふるさとが好きな余新の子どもの育成

##### 【めざす15歳の姿】

志をもち 自己実現に向けて ポジティブに学び続ける子

情報を整理し 自分の考えをわかりやすく伝える子

ふるさとの魅力や課題に気付き ふるさとに誇りと感謝をもつ子

## 2 柳井西中学校の取組

### (1) 校内体制の確立

#### ① 「いじめ対策委員会」の設置（法第22条より）

##### ア 趣旨

- ・本組織を、学校におけるいじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」など、組織的な対応を行うための中核組織として設置し、いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図る。

##### イ 構成メンバー

- ・校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、教育相談担当、養護教諭
- <必要に応じて> SC、学校教育課生徒指導担当指導主事  
柳井市家庭相談員 岩国児童相談所担当職員  
柳井市警察署担当課 等

##### ウ 取組内容

- ・いじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」への組織的な対応
- ・いじめ相談、通報の窓口としての役割
- ・西中基本方針の見直し
- ・いじめ（の疑い）を発見した場合の緊急会議及び組織的な対応
- ・家庭、地域、関係機関との連携
- ・教育委員会等へのいじめの報告

#### ② 「いじめ問題対策協議会」の設置

##### ア 趣旨

- ・いじめ防止に向けた組織的な取組を推進し、いじめによる重大事態が起こった場合の対処機関として設置する。

##### イ 構成メンバー

- ・学校運営協議会委嘱者、校長、教頭、生徒指導主任、学年主任  
学校教育課生徒指導担当指導主事、教育相談担当、SC
- <必要に応じて> 柳井市家庭相談員 岩国児童相談所担当職員  
柳井市警察署担当課 等

#### ウ 会の開催

- ・定例会（年1回開催 山口県「いじめ防止・根絶強調月間」に合わせ、10月に開催）
- ・臨時会（重大事態の発生または、構成員から開催要望があった場合、学校長の判断で開催を決定）

#### エ 会の成立及び議案

- ・協議会における議案は、生徒指導主任によりとりまとめ、提案する
- ・協議会は、構成員の2/3の参加または委任状をもって成立とする

#### オ 会における決議・指導について

- ・本会議において決議された議案は、直ちに柳井市教委及び関係の教員に通知し、本協議会の指導のもと、各担当者が速やかな対応をとることができるようにする。
- ・本協議会において決議された議案にかかる内容で、指導等が必要な場合は、本協議会の構成員が直接指導に当たるものとする。
- ・本協議会は、決議された議案にかかる対応等が、関係者において迅速かつ的確に行われているかどうか、経過観察と指導を行うとともに経過評価を行うものとする。

### ③指導体制の強化

- ・いじめの対応に温度差が生じないように、全教職員が組織的・計画的にいじめ問題に取り組む。
- ・全教職員が、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」ことを共通認識するとともに、いじめの基本的な対応について理解しておく。
- ・学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、平素から、管理職等への報告・連絡・相談を確実にを行うことを徹底する。また、状況に応じて、速やかに「いじめ対策委員会」を核として組織的に対応する体制を整備しておく。

### ④教育委員会への報告・相談

- ・いじめ速報カードにより市教育委員会に報告する。（5W1Hの確認）
- ・重大事態が発生した場合は、市教育委員会と連携した対応を行う。

### ⑤学校評価への位置づけ

- ・「学校基本方針」に基づく取組の実施状況を学校の評価項目に位置付ける。いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・早期対応のマニュアルの実行、定期的かつ必要に応じたアンケート、個人面談、保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組を検証し、改善を図る。

## （2）家庭、地域、関係機関等との連携

- ・「西中基本方針」について、PTA総会や学校運営協議会、青少年健全育成協議会、ホームページ、学校だより等を活用して、保護者や地域住民へ広く周知する。
- ・家庭、地域、関係機関等と、いじめの現状や課題について情報を共有し、協力していじめの防止等に取り組む体制をつくる。

### (3) 未然防止の取組

#### ①心の教育の充実

- ・ 道徳の時間や学級活動を通じて、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心など、命・仲間・約束を大切にすることを育む。
- ・ 授業や学校行事における人とかかわりを通して、自己肯定感を高めるとともに、人とよりかかわっていかうとする意欲や態度を育てる。

#### ②生徒指導の充実・強化

- ・ 校内体制の見直しや校内研修を通して、生徒指導における総合力を向上させる。

#### ③教育相談の充実

- ・ 生徒に寄り添う教育相談を実施していくとともに、S Cを招いた研修会等を通して、教職員のカウンセリングのスキルアップを行う。

#### ④いじめを許さない学校・学級づくり

- ・ 学校、学級内にいじめの行為のみならず、周りではやし立てたり、傍観したりする行為も同様に許さない環境・風土をつくる。
- ・ 環境整備に心がけ、校舎内の落書きや掲示物が乱れないよう気を配る。

#### ⑤生徒の主体的な活動の充実

- ・ 生徒会活動や委員会活動、学校行事等、生徒が主体的に活動する場を工夫し、いじめ防止等について自主的に取り組んでいく態度を養う。

#### ⑥生徒間の人間関係づくりの推進

- ・ A F P Y等の体験活動の充実
- ・ 部活動、学校行事等における人間関係づくりの充実

#### ⑦授業改善の推進

- ・ 「アクティブ・ラーニング」の3つのポイント（「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」）を取り入れた授業の推進を行う。
- ・ 授業時における学習の規律の徹底を図る。
- ・ A F P Yの5つの視点（「安全・安心」「課題設定」「ルール」「コミュニケーション」「達成感」）からの授業改善を行う。

#### ⑧日常的な実態把握とかかわり

- ・ 生徒に寄り添い、授業や休み時間、給食、清掃活動等を含め、常に生徒とかかわり、信頼関係を築く。

#### ⑨規範意識の醸成

- ・ 自らを律し、社会生活を送る上で人としてもつべき規範意識を身に付けさせる。また、教職員や保護者、部活動の外部指導者等、大人の言葉遣いや行動の癖が子どもたちに影響を与えるため、大人も規範意識を持って生活する。

#### ⑩保護者や地域住民との信頼関係の構築

- ・ ホームページや学校だより、メール配信及び学校運営協議会等で、学校生活の様子を家庭や地域に発信するとともに、家庭や地域での様子を把握し、保護者や地域住民との信頼関係を築く。

#### ⑪小中高連携の充実

- ・ 異校種間との連携を大切にし、積極的な情報交換を行う。

#### ⑫自殺予防教育

- ・近年、いじめが背景にあるとする自殺事案が社会問題化しており、児童生徒が自殺を想起する可能性があることも否めないところである。このため、児童生徒が自らの命の危機を乗り越える力、児童生徒同士が相互に危機を察知し、適切に対応する力等を身に付ける自殺予防教育について、今後、国や県、市の動向を踏まえながら導入を進めていく。

#### (4) 早期発見の取組

##### ① 日常的な行動のきめ細かな観察

- ・授業中の態度の変化に注意する。
- ・業間や昼休みの様子を見守る。
- ・保健室の利用状況について養護教諭と情報を共有する。

##### ② 「生活ノート（デイリーライフ）」等からの情報収集

- ・生徒が形式的な記録のみにならないように、教師が生徒を認め、励ますようなコメントを記載する。

##### ③ 生徒指導委員会による情報交換

- ・隔週1回の生徒指導委員会で情報交換を行い、きめ細かな情報収集を行い、教職員へ周知する。

##### ④ 生活アンケートの実施

- ・生徒には週1回及び月1回、保護者には月1回のアンケートを行い、実施した日に内容確認し、いじめが疑われる場合は直ちに対応する。

##### ⑤ 教育相談の充実

- ・定期的に教育相談週間を全生徒対象に実施する。
- ・担任だけでなく、生徒の希望する教職員による相談も受けられるようにする。
- ・SCによる思春期グローイングハートプロジェクトや生徒・保護者へのカウンセリング、教師へのコンサルテーション等SCを有効に活用する。

##### ⑥ 相談機関の周知

- ・24時間子供SOSダイヤルの活用を呼びかける。

#### ○いじめのレベル

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめの分類として次の3つのレベルが示されている。

##### 【レベル1】 日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

##### 【レベル2】 教育課題としてのいじめ

児童生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

##### 【レベル3】 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して児生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

※ また、「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

「いじり」は、本人が否定せず、笑って相手に合わせていたとしても、いじめの可能性があると、教職員は敏感でなければならない。いじめのつもりはなくても、受けた側が苦痛を感じれば、「いじり」や「からかい」もいじめだという認識をもつ。

しばしばいじられている児童生徒について、教職員・保護者で情報を共有し、家庭と連携し、組織的かつ適切な対応を行う。行き過ぎた「いじり」には、その都度教職員が介入し、適切な指導を行う。

## (5) 解決に向けた取組

### ① 初期対応

#### ア いじめ発覚直後

- ・管理職や生徒指導主任、学年主任等へ報告し、情報を共有する。
- ・分かっている範囲で、事実のみを速やかに報告する。

#### イ 対応チームの結成

- ・管理職が情報を確認し、今後の対応を協議、役割分担を行う。

#### ウ 関係生徒への聞き取り

- ・関係する個々の生徒の思いをしっかりと受け止めながら、いじめについての詳細について聞き取りを行う。

#### **被害生徒**

- ・信頼関係のある教職員が、個別に別室で聞き取りを行う。
- ・「報復を恐れて真実が語れない」ということがないように、「いじめは絶対許さない」、「教職員が複数で対応しながら全力で守る」ことをしっかり伝える。

#### **加害生徒**

- ・いじめの具体的な行為（冷やかす、仲間はずし等）を確認する。
- ・いじめの認識がない場合もあるので、いじめられている側のつらさを伝えながら、丁寧に聞き取りを行う。
- ・聞き取りが長時間に及ばないように、また、水分補給や用便等、健康面にも十分配慮する。

#### **周囲の生徒**

- ・情報提供者が分からないよう万全の配慮をすることを伝え、具体的な事実（いつ、誰が、どこで、どのようなことがあったのか）を聞き取る。

#### エ いじめ対策委員会の招集

- ・校長は「いじめ対策委員会」を招集し、聞き取った内容（不明確なことがあれば再度聞き取り）をもとに、以下のことを協議する。
  - a 被害生徒とその保護者への対応

- b 加害生徒とその保護者への対応
- c 他の生徒及び保護者への対応
- d 関係機関等への支援要請（必要に応じて）
- e 別室指導や出席停止等の設置の検討（必要に応じて）

#### オ 対応上の留意点

##### a 被害生徒とその保護者への対応

###### **被害生徒**〈共感的理解に基づく指導・支援〉

- ・複数の教職員で対応にあたる。
- ・本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が全力で支えることを約束する。
- ・今後の対応について、本人と相談して決定する。
- ・「いじめに負けるな」などの叱咤激励は慎む。
- ・本人、保護者の了承のもと、S C等による心のケアを行う。

###### **被害生徒の保護者**〈家庭訪問等による対応〉

- ・管理職など、複数の教員で家庭訪問または学校等で面談を行う。
- ・学校管理下で起こったことへの謝罪を行うとともに、いじめの概要を説明する。
- ・学校の対応方針等を説明するとともに、保護者の思いや考えをしっかりと聞き取り、連携して対応する。

##### b 加害生徒とその保護者への対応

###### **加害生徒**〈再発防止に向けた指導、謝罪に向けての話し合い〉

- ・複数の教職員で指導にあたる。
- ・叱咤や説諭のみにとどまらず、振り返りを十分に行い、自己の問題点に気付かせ、しっかり反省させる。
- ・今後の被害生徒との関係をどうするのか、改善すべき言動等について話し合い、約束させる。
- ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害生徒の気持ちも理解しながら指導する。
- ・被害生徒に対して、謝罪の気持ちがもてるよう、粘り強く指導する。

###### **加害生徒の保護者**〈家庭訪問等による対応〉

- ・管理職など、複数の教員で家庭訪問または学校等で面談を行う。
- ・加害生徒が複数いる場合は、不公平感を抱かれないよう配慮する。
- ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該生徒の指導や支援について、共に考える。（加害生徒の非難は避ける。）
- ・学校の指導や支援について説明する。
- ・被害生徒への謝罪等を相談する。

##### c 他の生徒及び保護者への対応

###### **他の生徒**

- ・「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示し、学校・学年・学級全体の問題としてとらえさせる。

- ・「観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同じである。」と認識させる。
- ・被害生徒に対する配慮について指導する。
- ・加害生徒やその保護者を責めるのではなく、学校・学年・学級全体の問題として報告する。

**d 関係機関等への支援要請（必要に応じて）**

- ・学校だけで抱え込むのではなく、教育委員会へ速やかに報告するとともに、状況に応じて児童相談所や警察、山口県ふれあい教育センター等の関係機関に支援を要請する。
- ・生徒の生命や身体の安全が脅かされているようないじめ事案は、直ちに警察と連携し、いじめられている生徒の安全確保のための必要な措置を行う。

**e 別室指導や出席停止等の設置の検討**

- ・別室指導を行う際は、その期間や指導内容について検討しておく。
- ・出席停止等の措置が必要と考えられる場合は、速やかに教育委員会に相談する。

**②中期・長期対応**

**ア 当該生徒の見守りと継続的な指導**

- ・表面上は解決したように見えていても、より見えにくい形でいじめが潜行する可能性があることから、当該生徒のきめ細かな見守りや教育相談を継続して行う。
- ・当該生徒の保護者に、事後の学校生活の様子等について連絡するとともに、家庭での様子も聞き取り、指導に生かすようにする。

**イ 対応上の課題分析と指導体制の強化**

- ・発生したいじめ事案を分析し、課題を明らかにして、再発防止に向けて指導体制を強化する。

**ウ 西中基本方針の見直し・改善**

- ・いじめの未然防止や再発防止に向けて、西中基本方針の見直しを行う。

**エ 進級・進学に伴う引き継ぎ**

- ・進級や進学の際は、いじめ事案に関しても確実な引き継ぎを行う。

**オ 学校運営協議会への報告と支援要請**

- ・学校運営協議会で、学校の対応を説明するとともに、学校や家庭、地域での取組について意見を求め、支援を要請する。

**カ 関係機関と連携した対応**

- ・必要に応じて、再発防止に向けて、関係機関と連携した継続的な対応を行う。

**(6) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応**

**①未然防止**

**ア 情報モラル教育の充実**

- ・ネット上の不適切な書き込みは、瞬時に広範囲へ広がっていく。生徒に対して、ネット上の不適切な書き込みを行わせないため、情報モラル教育を計画的

- ・系統的に実施する。

#### イ 家庭・地域への啓発活動

- ・保護者会やPTA総会、学校運営協議会等を通じて、ネットいじめの危険性やネット上の不適切な書き込み等の予防や発見、対策について啓発する。

#### ②初期対応

- ・インターネット上のコミュニティサイト（掲示板や無料通話アプリ等への書き込み内容、メール文等を確認するとともに、実際に印刷や写真撮影をするなどして記録しておく。教育委員会に速やかに報告する。

#### ③被害拡大の防止

- ・掲示管理者への削除依頼を行う。
- ・関係保護者の了解のもと、生徒の携帯電話やパソコンを閲覧し、不適な書き込みの削除を確実にを行う。

#### ④関係機関との連携

- ・必要に応じて、やまぐち総合教育支援センターのネットアドバイザーに相談する。
- ・なりすまし等の悪質な事案については、警察と連携し、早期解決を図る。

### (7) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当な期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の機関が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

#### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により認識する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保することに努める。いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、ひとつの手段に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

### 3 重大事態への対応

#### 【重大事態とは】

- いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第1号）
  - ※「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは
    - ・児童生徒が自殺を企図とした場合
    - ・身体に重大な傷害を負った場合
    - ・金品等に重大な被害を被った場合
    - ・精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第2号）
  - ※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合等は、学校または市教委が該当の可否を判断する。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき ※その時点で学校が「重大事態とはいえない」と考えていても、重大事態として対応する。

- (1) 重大事態と判断した場合は、直ちに市教育委員会を通じて市長に報告する。
- (2) 調査主体が学校の場合、市教育委員会が派遣したいじめ対策学校アシストチームと協力して調査を行う。
- (3) 調査主体が市教育委員会の場合、教育活動に支障が生じる恐れがある場合を除き、全面的に協力する。
- (4) 重大事態に至る要因となった事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ・「いつ、どこで、誰から行われ、どのような態様であったか」、「いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったのか」、「学校・教職員がどのように対応したのか」などを丁寧に説明する。
- (5) 調査結果を市教育委員会に報告する。
- (6) いじめを受けた生徒やその保護者に対して情報を適切に提供する。
  - ・調査により明らかになった事実関係について、個人情報を十分配慮した上で、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報提供する。

- (7) 市教育委員会が調査結果を受け、必要な措置を講じ、調査結果を市長に報告する。

#### 4 その他の重要事項

国や県・市の基本方針の見直しがあったとき、あるいは、いじめ対策委員会が見直しの必要があると認めるときは、本方針をより実効性のあるものに、改訂していくこととする。

#### おわりに

学校は、安心・安全な場所であらねばならない。生徒が安心して、自信をもって学んだり活動したりできる学校、生徒の笑顔があふれる学校であるために、本校はこの基本方針にのっとり、保護者・地域・関係機関と連携を図りつつ全教職員が一枚岩となっていじめの防止および早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対応し早期解決をめざす。